

第5次京都府食育推進計画 (令和8年度～12年度)

食育とは

○ 食育の定義

- 食育基本法において、「食育とは、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と定義

○ 食育の推進

- 食育は、生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目指して、国、地方公共団体とともに、地域の関係者が連携・協働し、国民運動として推進
- 都道府県及び市町村は、国の計画を基本として食育推進計画を作成する努力義務

○ 食育の効果

- 「心身の健康と豊かな人間形成」、「食事の重要性や楽しさの理解」、「食への感謝の心を育む」、「食の正しい知識、選択する力、調理する力の獲得」、「食文化の保護・継承」等

食をめぐる現状及び課題

食を取り巻く情勢・動向

- 食料供給の中長期的な逼迫等、社会情勢は刻々と変化
- 核家族化や単独世帯割合の増加、働き方の多様化などにより、食の経済化、簡便化志向が上昇
- 食料の安定供給のリスクが高まる中、農林水産業の担い手不足、農業の再生産のための合理的な価格形成が議論

第4次食育推進計画の総括

- 「きょうと食いく先生」による体験型授業の実施数増加や、オンライン講座やSNSなど、ICTを活用した積極的な情報発信により、**食育の裾野を拡大**
- 一方で、特に20・30代の若い世代で朝食摂取やバランスの良い食事の摂取について低下しており、改善が必要

今後の展開に向けた課題

- 健康寿命の延伸、生活習慣病の予防や健康の増進に向けて、子どもや若い世代から望ましい食習慣を身につけるため、**家庭、学校、地域等の多様な主体による食育の推進が必要**
- 近年の円安や燃料費・資材費等の高騰により、生産費が上昇し、農林水産物や食品の価格が高騰する状況が続いており、**価格形成の仕組みや生産現場の理解促進が必要**

基本方針

「つなごう 食のバトン 未来の京へ」

- 家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場において、ライフステージに応じた食育を推進
- 生活の自立が始まる若い世代に対し、科学的根拠に基づく食生活の重要性を伝え、心身の健康を実感できる取組を実施
- 広く府民に対し、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、**農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保**につながる取組を推進

施策体系とその展開

多様な主体による食育の推進

<家庭における食育の推進>

- 望ましい食習慣を実践し、食に関する知識・感謝・文化が自然に受け継がれ、世代を超えて食の大切さをつなぐ取組を推進
- 京都府産農林水産物や郷土料理などを買う、食べることで食への関心と理解を促進

<学校、保育所、幼稚園等における食育の推進>

- 食育人材の育成、研修や地域・学校での体験学習など、生産者、学校関係者、保護者が連携して成長・発達段階に応じた食育を推進
- 「食材の理解」「食文化の体験」「命への感謝」「栄養バランスの学習」などを学ぶことができる給食を通じた食育を推進

<生活自立期を中心とした大人の食育の強化>

- 「きょうと食育ネットワーク」に新たに大学や企業に参画いただき、情報交換や協力の仕組みを拡充し、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」を更に養成する等、若い世代へ食育を進める体制を強化
- 食生活が乱れやすい若い世代に対して、大学や企業と連携し、食堂で朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報として伝えるなど、食生活改善の実践に導く取組を推進

<地域における食育の推進>

- 地域の伝統的な料理、季節の行事などを活用し、地元で親しめる食育活動を推進
- 健康づくりを応援する外食店舗や、調理困難者向け配食サービス、災害時の対応など、地域で暮らす方々が健康に暮らすための取組を推進

持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

- 農林水産業や食品産業の体験や事業者との交流を通じて、産業を支える人々の想いや魅力に触れ、生産現場と食卓のつながりを理解することで、農林水産業への理解醸成と、食への感謝や食生活を見つめ直す契機となる取組や、将来の仕事として選択してもらえる取組を推進
- 地域で受け継がれてきた食文化の継承や食品ロスの削減などを通じて、食と農を大切に作る心を育み、持続可能な食の実践を促進する取組を推進
- SNSやYouTubeチャンネルなどのICTを活用し、食に関する正しい知識や魅力を広く伝える情報発信を強化

計画の目標

施策体系	項目 (新：新規、継：継続、拡：拡充)	基準年	目標値	
		R6年度	R12年度	
多様な主体による食育の推進	家庭における食育の推進	1 (継) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合 (%)	56.4	70
		2 (継) 朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生) (%)	83.3	95
		朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生) (%)	78.1	90
	学校等における食育の推進	3 (拡) きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	580	650
		4 (継) 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	17.4	30
	生活自立期を中心とした大人の食育の強化	5 (新) 社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数(団体)	0	25
		6 (新) 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成*(延べ登録者数(人))	206*	311
	地域における食育の推進	7 (継) 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	80.8	100
		8 (拡) きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数(店舗)	808	1,000
	持続可能な農業・水産業・食品産業を支える食育の強化	9 (新) 農林漁業体験者数(延べ体験者数/年)	2,675	3,200
		10 (新) 京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数(人/年)	628	1,200
11 (拡) 食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数(回/年)		335	500	

*第7次京都府食の安心・安全行動計画共通の目標のためR5年度を基準年としています。



食育の情報を府民の皆様にお届けしています。
みんなで食育を進めましょう!



お問合せ先

担当：京都府農林水産部農政課
TEL:075-414-5654 FAX:075-432-6866
E-mail:nosei@pref.kyoto.lg.jp



第5次京都府食育推進計画

(令和8年度～令和12年度)

～つなごう 食のバトン 未来の京へ～



令和8年3月
京 都 府